

健康診断書

住 所			
氏 名		男 女	大 昭 年 月 日生
現 症 状	傷 病 名		
	症 状 の 概 要		
伝 染 性 疾 患	胸部レントゲン		
	そ の 他		
精 神 の 状 況			
四 肢 の 状 況			
養護老人ホーム 入所に対する意 見(裏面を参考 にして下さい)			
<p>上記のとおり診断します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>医 療 機 関 名</p> <p>医 師 印</p>			

(備 考) この診断書は養護老人ホーム入所判定等のために使用するものです。

(裏面)

老人福祉法第11条第1項の規定により老人を養護老人ホームに入所処置できるのは次の場合です。

* 健康状態が、入院加療を要する状態でないことと及び伝染性疾患を有し他に伝染させる恐れがなく次のいずれかの事項に該当し、日常生活に支障があり、かつその老人の世話をを行う養護者等がなく又はあっても適切に行うことができないと認められること。

日常生活動作の状況	日常生活動作の状況(表1)に ①全介助が1項目ある または ②全介助が1項目かつ一部介助が1項目ある または ③一部介助が1項目以上ある
精神状況 行動状況	精神状況の認知症状(表2)や行動状況(表3)に ①中度が1項目ある または ②軽度が1項目以上ある

表1 日常生活動作の状況

項目	自分で可	一部介助	全介助
歩行	◆ 杖等を使用せず自分で歩ける。 ◆ つたい歩きや杖等を使用し、時間がかかっても自分で歩ける。	◆ 付添が手や肩を貸せば歩ける。 ◆ シルバーカーや歩行器を使用し歩ける。	◆ 歩行不可能(ねたきり)
排泄	◆ 自分で昼夜とも便所又は簡易便器でできる。	◆ 介助があれば便所又は簡易便器でできる。 ◆ 夜間はおむつを使用する。	◆ 便所又は簡易便器で全て介助しなければならない。 ◆ 常時おむつを使用している。
食事	◆ スプーン等を使用すれば自分で食事ができる。	◆ スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる。	◆ 臥床のままで食べさせなければ食事ができない。 ◆ 鼻腔栄養摂取である。
入浴	◆ 自分で入浴でき、洗える。	◆ 自分で入浴できるが洗うときだけ介助を要する。 ◆ 浴槽の出入りに介助を要する。	◆ 特殊浴槽を利用している。 ◆ 清拭を行っている。 ◆ 自分でできないので全て介助しなければならない。
着脱衣	◆ 自分で着脱できる。	◆ 手を貸せば、着脱できる。	◆ 自分でできないので全て介助しなければならない。

表2 精神状況の認知症状

項目	軽度	中度	重度
記憶障害	◆ 物忘れ、置き忘れが目立つ。	◆ 最近の出来事がわからない。	◆ 自分の名前がわからない。 ◆ 寸前のことも忘れる。
失見当	◆ 異なった環境におかれると一時的にどこにいるのかわからなくなる。	◆ 時々自分の部屋がどこにあるのかわからない。	◆ 自分の部屋がわからない。

表3 行動状況

項目	軽度	中度	重度
攻撃的行為	◆ 攻撃的な言動を吐く	◆ 乱暴なふるまいを行う	◆ 他人に暴力をふるう
自傷行為	◆ 自分の衣服を裂く、破く	◆ 自分の身体を傷つける	◆ 自殺を図る
火の扱い	◆ 火の不始末をすることがある	◆ 火の不始末が時々ある	◆ 火を常にもてあそぶ
徘徊	◆ 時々、部屋内をうろろする	◆ 家中をあてもなく歩きまわる	◆ 屋外をあてもなく歩きまわる
不穏興奮	◆ 時には興奮し、騒ぎ立てる	◆ しばしば興奮し騒ぎ立てる	◆ いつも興奮している
不潔行為	◆ 衣服等を汚す	◆ 場所をかまわず放尿、排便をする	◆ 糞尿をもてあそぶ
失禁	◆ 誘導すれば自分でトイレに行く	◆ 時々失禁をする	◆ 常に失禁をする